

いわき市病院局技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの職員数、平均年齢、平均給与月額等

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
全体	31人	54.0歳	403,800円	421,923円	416,003円
医療補助	8人	56.4歳	415,200円	434,300円	427,063円
看護補助	6人	53.8歳	405,600円	421,283円	419,350円
事務補助	13人	53.9歳	404,800円	414,685円	410,531円
その他	4人	50.1歳	375,300円	421,775円	406,775円
福島県	455人	49.5歳	367,300円	410,533円	392,366円
国	5,193人	48.8歳	287,094円	—	320,514円

※ 各種数値は、平成19年地方公務員給与実態調査によるものです。

※ 平均給料月額は、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

※ 平均給与月額(国ベース)は、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じ基準で算出したものです。

(2) 民間の類似職種の従業員データ

民間の類似職種の従業員データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16年から平成18年までの3か年の平均値)であり、自家用乗用自動車運転者は福島県平均、用務員は都道府県別のデータが公表されていないことから、全国平均の数値です。

なお、技能労務職の職種との比較にあたり、技能労務職員が市の正規職員のみであるのに対し、民間の従業員は、アルバイト等を含むなど、給与決定の要素となる年齢や勤続年数、業務内容、雇用形態等の点において、両者は必ずしも一致しているものではありません。

対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
用務員	53.9歳	227,200円
自家用乗用自動車運転者	54.3歳	248,100円

(3) 職種ごとの年齢別の人数

区 分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	未 満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以 上
全 体	0	0	0	0	0	0	1	1	5	11	13	0
医 療 補 助	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5	0
看 護 補 助	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0
事 務 補 助	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	5	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0

※ 平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの年齢別の人数です。

(4) 経験年数別人数・平均給料月額

区 分	経験年数			
	1 年～10 年未 満	10 年以上～20 年未 満	20 年以上～30 年未 満	30 年以上
全 体	— 0 人	— 0 人	* 円 2 人	406,500 円 29 人
医 療 補 助	— 0 人	— 0 人	— 0 人	415,200 円 8 人
看 護 補 助	— 0 人	— 0 人	— 0 人	405,600 円 6 人
事 務 補 助	— 0 人	— 0 人	— 0 人	404,800 円 13 人
そ の 他	— 0 人	— 0 人	* 円 2 人	* 円 2 人

※ 平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの人数、平均給料月額です。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 2 人以下の場合は、平均給料月額の欄をアスタリスク (*) で表示してあります。

(5) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表を適用しています。

イ 手当

技能労務職員に支給している手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当となっています。

ウ 昇給基準

技能労務職員の昇給は、毎年 4 月 1 日に、前 1 年間における勤務成績に応じて、4 号給（55 歳を超える職員は 2 号給）を標準として実施しています。

2 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職員については、市行財政改革大綱の趣旨を踏まえ、平成8年度以降職員の採用を行っておらず、平成7年には122人であった職員数が平成19年には31人になっています。

今後においても、市立病院の安定した経営基盤の確立に向けて、いわき市病院事業中期経営計画に基づき、市立病院の経営改善を進めていく中で、当分の間、採用については退職者不補充を基本としながら、総人件費の抑制に努めていくものとし、技能労務職員の給与についても、国や県の動向、市長部局の取組状況、市立病院事業の経営状況等を十分に踏まえながら、その都度適切な見直しを行うこととします。

3 具体的な取組内容

技能労務職員の給与については、福島県技能労務職給料表に準じた給料表を適用しており、平成18年4月には、国の給与構造改革に伴い、行政職給料表に準じて給与水準を平均3.1%引き下げました。

給料表のあり方については、国や県の動向、市長部局の取組状況、市立病院事業の経営状況等を十分に踏まえながら、適切な見直しを検討していくこととします。

また、特殊勤務手当については、平成17年4月に全体的な見直しを行い、廃止や支給額の減額等を実施したところであります。今後においても、その必要性等を適時に判断しながら、適切な見直しを行っていくこととします。